

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 不動産差押え処分取消し並びに裁決取消し請求訴訟控訴事件

国側当事者・国（広島北税務署長）

令和3年3月10日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年6月30日判決、本資料・徴収関係判決令和2年判決分（順号2020-16））

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	広島北税務署長 五丁 和夫
裁決行政庁	国税不服審判所長 東 亜由美
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 広島北税務署長が平成30年4月11日付けで控訴人に対してした原判決別紙2物件目録記載の各不動産に対する差押処分を取り消す。
- 3 国税不服審判所長が平成31年3月15日付けで控訴人に対してした審査請求を却下する旨の裁決を取り消す。

第2 事案の概要（以下においては、特に断らずに原判決記載の略称を用いることがある。）

- 1 本件は、広島北税務署長が控訴人に対して本件差押処分を行い、控訴人がこれを不服として審査請求（本件審査請求）をしたのに対し、国税不服審判所長が本件審査請求は法定の不服申立期間の経過後にされた不適法なものであるとして審査請求を却下する旨の本件裁決をしたことについて、控訴人が、本件審査請求は控訴人が本件差押処分を現実に知った時を起算点として法定の不服申立期間内にされたものであるから本件裁決は違法であると主張して、本件差押処分の取消しを求める（本件処分取消しの訴え）とともに、本件裁決の取消しを求めた（本件裁決取消しの訴え）事案である。

原審は、本件審査請求は法定の不服申立期間の経過後にされたものであり、国税不服審査法77条1項ただし書の「正当な理由」も認められないことから、本件裁決取消しの訴えに係る

請求には理由がなく、本件処分取消しの訴えは、適法な審査請求を経ていないことから不適法であるとして、本件裁決取消しの訴えに係る請求を棄却し、本件処分取消しの訴えを却下する旨の判決をした。控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2 関連法令の定め及び前提事実

関連法令の定め及び前提事実は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3（原判決2頁18行目から4頁10行目まで）各記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決3頁21行目の「郵便局員が配達を試みたが、」を「控訴人宛ての郵便物は控訴人住所地付近の差押物件所在地に配達するよう登録されていたことから、郵便局員が差押物件所在地に配達を試みたが、」と改め、23行目の「乙4、」の次に「8、」を加える。

3 争点及び争点に係る当事者の主張

争点及び争点に係る当事者の主張は、後記第3の2に当審における控訴人の補充主張を摘示するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の4（原判決4頁11行目から6頁9行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件裁決取消しの訴えに係る請求は理由がなく、本件処分取消しの訴えは不適法であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における控訴人の補充主張について判断するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1から3まで（原判決6頁11行目から9頁5行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決6頁19行目の「及び証拠（乙6、8、9）」を「並びに証拠（乙6、8、9）及び弁論の全趣旨」と改める。
- (2) 同7頁20行目の「送付された」を「控訴人住所地に宛てて発送された」と、21行目の「乙8」を「前記前提事実（3）」とそれぞれ改める。
- (3) 同9頁3行目の「国税不服審査法」を「国税通則法」と改める。

2 当審における控訴人の主張について

控訴人は、本件差押書は、配達時期が特定される簡易書留ではなく、特定記録郵便により配達されているから、同郵便が配達された時点では、未だ控訴人がその内容を了知し得る状態に置かれたとはいえない旨主張する。

しかし、本件差押書が普通郵便で特定記録郵便の方法により発送されたこと、国税通則法12条1項は、郵便による送達について、書類の重要性に応じて、特に書留郵便によらなければならないとの指定をしておらず、また、同条2項によると、普通郵便によることも許容されていることは、前記1引用に係る原判決説示のとおりであり、簡易書留によらない配達であることは、同配達により本件差押書が了知し得る状態に置かれたと認定することの妨げになるものとはいえない。

したがって、控訴人の主張は採用することができない。

また、控訴人は、当審においても、本件審査請求が不服申立期間経過後にされたものであったとしても、控訴人は平成27年2月から平成30年秋にかけて広島北税務署に対して差押えに不服がある旨通知していたから、正当な理由がある旨主張をする。

しかし、上記事由を含め、本件審査請求が不服申立期間経過後にされたことにつき正当な理由があったことを基礎付けるに足りる事実が認められないことは、前記1引用に係る原判決説示のとおりである。控訴人の主張は採用することができない。

その他、控訴人は縷々主張するが、いずれも前記1の認定判断を左右するものとはいえない。

- 3 以上によれば、本件裁決取消しの訴えに係る請求は理由がないから棄却すべきであり、本件処分取消しの訴えは不適法であるから却下すべきである。

第4 結論

よって、上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 廣谷 章雄

裁判官 廣田 泰士

裁判官和波宏典は、転勤のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 廣谷 章雄

(別紙)

指定代理人目録

河村 浩幸、大岡 仁、若狭 圭悟、味本 武彦、寺本 正昭、石原 含英、田原 秀範、
丹野 勝元、浅田 伊世雄、角 慎也、田島 覧